

東 広 島 運 動 公 園 指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月
東広島市都市交通部都市整備課

1 募集の目的

東広島運動公園の管理業務を効果的かつ効率的に行い、施設機能を最大限に活用し、市民サービスの更なる向上を図るために、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項及び東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年東広島市条例第31号。以下「手続条例」という。)第3条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行う。

2 公の施設の概要

- (1) 名 称 東広島運動公園
- (2) 所 在 地 東広島市西条町田口67番地1
- (3) 設置目的 市民生活をエンジョイするスポーツレクリエーション振興の中心的拠点として、また、緑豊かな自然のなかで、子どもから高齢者まで楽しめるコミュニティの場としての利用を目的とする。
- (4) 施設内容 体育館、陸上競技場、野球場、多目的広場(第1グラウンド及び第2グラウンド)、テニスコート、ゲートボール場、スケートボード場、グラウンド・ゴルフ場、フットサルコート、子ども広場、エントランス広場、駐車場等
- (5) 公園面積 約30ha
- (6) 開園年月日 平成4年7月19日
- (7) 施設の状況 体育館(メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、トレーニングルーム、会議室)、陸上競技場(22,700㎡)、野球場(13,148㎡)、野球練習場(3,659㎡)、多目的広場第1グラウンド(10,500㎡)、多目的広場第2グラウンド(14,520㎡)、テニスコート(屋外9面、屋内3面、クラブハウス)、ゲートボール場(3面)、スケートボード場(600㎡)、グラウンド・ゴルフ場(8,120㎡)、フットサルコート(5,450㎡)、
- (8) 設 備 等 東広島運動公園管理業務仕様書のとおり。
- (9) 駐 車 場 普通1,107台、大型10台
- (10) 避難所指定 東広島市地域防災計画により、災害時における指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難場所、輸送拠点(ヘリポート)、救援物資集積拠点、自家用車専用避難場所、応急仮設住宅建設候補地に指定されている。

3 管理運営方針

指定管理者による創意工夫によって、より質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の削減を図ることを基本としつつ、次の点を管理運営にあたっての方針とする。

- (1) 適正管理
利用者の安全確保を第一義とし、施設全般を清潔に保ち、かつ、機能を正常に維持し続け、仕様書等に基づき適正な管理を行う。
- (2) 公平な利用の確保
公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する運営を行い、特定の団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしない。
- (3) 質の高い接客対応
利用者が満足できる、親切かつ丁寧な質の高い接客等のサービスを行う。
- (4) 個人情報管理の徹底
利用者等に関する個人情報について、秘密保持等の適正な管理を行う。
- (5) 利用者ニーズ等の反映
地域の拠点として、地域住民や利用者の意見、要望を積極的に聴取し、管理運営に反映するよう努める。
- (6) 市との連携
東広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行う。
- (7) 環境への配慮
省エネや環境負担の軽減に配慮し、かつ、廃棄物を適切に処理するなど、環境に対する取組みに努める。
- (8) 障がい者、子ども、高齢者、性的マイノリティー(LGBTQ+)への配慮

社会的責任の一環として障がい者、子ども、高齢者、性的マイノリティー（L G B T Q +）に配慮した管理運営を行う。

(9) その他疑義の取り扱い

この要項に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については、東広島市と協議すること。

4 管理の基準

東広島運動公園の管理の基準は次のとおりとする。

(1) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は次の内容を基本として提案事項とする。

施設の名称	施設の区分	開園日	利用時間
東広島運動公園 体育館		1月4日から12月27日まで。ただし、次に掲げる日を除く。	午前9時から午後9時まで
東広島運動公園 陸上競技場		(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日） (2) 休日（土曜日である日を除く。）の翌日（休日の翌日が土曜日、休日又は前号に規定する日（以下この表において「休日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日及び休日等でない日）	1月から3月まで、11月及び12月 午前9時から午後5時まで
東広島運動公園 ゲートボール場			4月から10月まで 午前9時から午後6時まで
東広島運動公園 グラウンド・ゴルフ場			
東広島運動公園 フットサルコート			
東広島運動公園 野球練習場			
東広島運動公園 テニスコート	屋外テニスコート		
	屋内テニスコート		
	クラブハウス		午前9時から午後9時まで
東広島運動公園 野球場			
東広島運動公園 多目的広場（第1グラウンド及び第2グラウンド）			
東広島運動公園 スケートボード場			

(2) 都市公園関係規定の遵守

- ① 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ② 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）
- ③ 都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）
- ④ 東広島市都市公園条例（昭和59年条例第20号）
- ⑤ 東広島市都市公園条例施行規則（昭和59年規則第19号）

(3) 使用許可の制限

東広島市都市公園条例（昭和59年東広島市条例第20号）第3条第4項に定める場合は、使用の許可をしてはならない。

(4) 使用許可の取消し等

東広島市都市公園条例第17条に定める場合には、使用の許可を取り消し、使用の方法を制限し、又は使用の停止を命じることができる。

(5) 使用の制限

東広島市都市公園条例第6条に定める場合には、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(6) 原状回復義務

東広島市都市公園条例第23条に定める利用者（指定管理者）による原状回復の検査を行うこと。

(7) 物品の管理

市の所有する物品については、東広島市物品管理規則（平成2年東広島市規則第4号）に基づき適正に管理すること。

台帳を整理し、半年ごとに報告すること。

(8) 東広島市行政手続条例（平成10年東広島市条例第1号）の適用

指定管理者は、東広島市行政手続条例第2条第3号に規定する行政庁に該当するため、使用許可等は同条例の規定に基づいて行うこと。

(9) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の適用を受け、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、東広島市と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負う。

(10) 情報公開に関する事項

指定管理者は、東広島市情報公開条例（平成15年東広島市条例第31号）の趣旨を尊重し、情報公開を積極的に推進すること。

また、指定管理者は、指定後に東広島市と締結する協定に基づき、東広島市から管理業務に関する文書等の提出の要求等があった場合には、これに応じる義務がある。

(11) 事業報告・業務報告に関する事項

指定管理者は、手続条例第4条又は第5条の規定によって、各年度終了後、事業報告書を作成し、東広島市長に提出すること。また、指定管理者は、業務報告書を翌月10日までに毎月分を東広島市長に提出すること。

(12) モニタリング・評価の実施及び評価結果の公表に関する事項

施設管理運営が適正に実施されているかについて、東広島市が継続的に把握し、指定管理者に対して適切な指導・助言を行うことで、さらなる市民サービスの向上を図るために、指定管理者による事業評価（自己評価）、利用者アンケート、都市整備課によるモニタリング・評価を実施することとし、評価結果については公表することとする。

(13) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

東広島市長は、手続条例第6条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止を命じることがある。

(14) リスク及び責任分担に関する事項

リスク及び責任分担の詳細については、協定を締結する際に定めるが、東広島市の基本方針は図2「リスク及び責任分担」（P.20）のとおりとする。

(15) その他

指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が東広島運動公園を利用することを拒んではならない（法第244条第2項）。

また、指定管理者は、東広島運動公園の管理業務を行うに当たっては、不当な差別的取り扱いをしてはならない（法第244条第3項）。

5 指定管理者が行う業務

東広島運動公園は、その施設及び附属設備をスポーツレクリエーションその他の利用に供することを目的とし、指定管理者が行う業務の範囲及び留意事項は次のとおりとする。

(1) 業務の範囲

① 施設の使用の許可等に関すること

東広島市都市公園条例第3条の規定により施設等の利用者に対して制限行為の許可等を行う。

東広島市都市公園条例第9条の規定により施設等の利用者に対して使用許可の事務等を行う。

② 利用料金の徴収等に関すること

③ 施設等の維持管理及び修繕に関すること

④ 市との連絡調整及び事業報告等

⑤ その他の業務

①から④に掲げる業務のほか東広島市都市公園条例、同施行規則（昭和59年東広島市規則第19号）、その他の法令、本要項及び東広島運動公園管理業務仕様書等の規定に従い、東広島運動公園の管理業務全般を行うこと。

(2) 業務の留意事項

- ① 利用料金の減免受付及び、市の指示に基づく減免の決定
- ② 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う事務から除外する。
- ③ 東広島運動公園の業務全般を第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、業務の一部については、事前に東広島市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができることとする。

6 業務の基準

東広島運動公園の指定管理者が行う業務の内容・基準及び履行方法については、条例及び本要項で定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 基本的事項

- ① 常に利用者の立場に立った管理を行い、利便性の向上を図るとともに、利用者の意見や要望を反映し、市民サービスの質の向上に努めること。
- ② 施設の設置目的に即した管理を行い、市民の平等利用が確保され、施設の効用を最大限発揮させるとともに、効果的・効率的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。

(2) 業務の範囲に関する事項

① 東広島運動公園の事業の実施に関する業務

- ア 利用者、来館者の多様な相談に応じられるようにし、常にサービスの向上に努めること。
- イ 施設の利用促進を図るため、スポーツ教室・講習会・イベント等の誘致活動を積極的に展開すること。
- ウ 利用の申込から利用の許可までの手続を、利用者にとって簡便なものにすること。
- エ 情報発信、情報公開にインターネットを積極的に活用すること。
- オ 施設稼働率の向上に努めること。
- カ 利用者、来館者から寄せられた意見、要望については、調査や分析のうえ管理業務に反映させるとともに、苦情については速やかに対応すること。（ただし、指定管理者だけで対応できない場合には、速やかに東広島市の都市整備課へ相談すること。）

② 東広島運動公園の施設等の使用の許可等に関する業務

- ア 使用の許可に当たって、ゴミの減量等環境負荷の低減への協力を利用者に求めること。
- イ 使用の許可に当たって、障がい者、子ども、高齢者、性的マイノリティー（LGBTQ+）への配慮に努めること。

③ 東広島運動公園の利用料金の収受等に関する業務

利用者の利便性の向上を図ること。

④ 東広島運動公園の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

- ア 関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理すること。
- イ 利用者の安全確保、事故防止対策を講じること。
- ウ 現行の維持管理レベル（東広島運動公園管理業務仕様書の基準）を満たすこと。（※仕様書と異なる基準で施設等の維持管理を実施する場合は、その方法を事業計画書に明記すること。）
- エ 施設を常時衛生的に維持し、利用者が常に清潔に利用できるように清掃を行うこと。
- オ 利用者が安全、安心に施設を利用できるように、危険及び破損箇所、清掃を要する箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な対応をすること。
- カ 大規模修繕（図2「リスク及び責任分担」（P.20）において東広島市の負担となるもの）について、修繕計画書を策定するとともに、見積書を徴すること。
また、修繕計画書、見積書及び修繕に必要となる書類について、東広島市から要求があった場合は、提出すること。
なお、大規模修繕に当たっては、東広島市と指定管理者が別途協議することとする。
- キ 維持管理及び修繕を実施するに当たり、利用者及び来館者の妨げにならないよう配慮すること。

ク 資格、免許が必要な業務にあつては、当該資格、免許を有する職員を確保すること。
(※職員確保に当たり、直営・委託の形態は問わない。)

ケ 省エネルギー対策について、計画を定め、計画に基づいて実施すること。

⑤ 東広島市都市公園条例第27条により、東広島市が必要と認めた事項について実施すること。

(3) 組織に関する事項

① 人員配置等

ア 公益財団法人日本スポーツ施設協会が認定するスポーツ施設管理士、スポーツ施設運営士及び公認トレーニング指導士の有資格者を配置すること。

なお、上記の資格者の人数は1年目においてはそれぞれ1名で良いが、2年目以降は最低3名ずつとする。

また、それぞれの資格について他団体が発行している同等以上の資格と判断されるものであればよいものとする。

※同等以上の資格の考え方は以下のとおり。

・公認スポーツ施設管理士

体育・スポーツ施設全般の維持管理に関する総合的な知識を有して、スポーツ施設の管理者として努める者と考えており、これらすべての知識を有している者。

・公認スポーツ施設運営士

体育・スポーツ施設の運営に関する総合的な知識を有して、施設の効率的運営及び活性化に努める者と考えており、これらすべての知識を有している者。

・公認トレーニング指導士

運営に関する知識、医科学に関する知識、実技指導に関する知識を有して、指導・助言に努める者と考えており、これらすべての知識を有している者。

イ 常駐の管理責任者と管理に必要な人員を配置すること。

ウ 管理の業務が適切であるかについてチェックできる体制を確立すること。

エ 施設管理に支障が出ない職員の勤務体制とすること。

オ 従業員の賃金については、広島労働局が示す「広島県の最低賃金」を保証することはもとより、さらにより優位な労働条件を確保するように努めること。

カ 「広島県の最低賃金」が確保されない場合は、第1次審査において欠格者として扱うこととする。

② 人材育成

ア サービス向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し対応できるよう、職員研修を定期的に行うこと。

イ 公の施設の管理者として必要な人権研修等を定期的に行うこと。

③ 団体倫理の確立等

団体倫理、コンプライアンスの確立に向けた取組みを行うこと。

(4) 危機管理に関する事項

① 緊急時の対応

ア 災害及び事故、事件等の不測の事態（以下「緊急事態等」という。）を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成すること。なお、作成した危機管理マニュアルの写しを東広島市に提出すること。

イ 消防署等関係機関からの危機管理マニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善すること。なお、改善後の危機管理マニュアルの写しを東広島市に提出すること。

ウ 災害対応マニュアルを作成し、災害時等の施設使用の協力体制等を整備すること。

② 予防対策

ア 危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置をとること。

イ 緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。

③ 事後対応

緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置をとるとともに、東広島市をはじめ関係機関に連絡通報すること。

(5) その他

① 東広島運動公園の管理に係る各種届出

東広島運動公園の管理に関し必要な関係機関への届出や手続きを遺漏なく行うこと。

② **事業計画書の策定**

毎年度、東広島運動公園の管理業務に関する事業計画書を策定して、東広島市に提出すること。

③ **環境に配慮した取組**

東広島市の環境方針等に基づき、環境に配慮した取組みに努めること。

④ **健康増進法（平成14年法律第103号）による受動喫煙の防止**

利用者及び来館者の受動喫煙の防止に努めること。

⑤ **遺失物、拾得物の処置・保管義務**

施設内で遺失物又は拾得物を発見した場合は、適切に対応すること。

⑥ **障がい者の雇用推進**

障がい者の就労機会拡大のために、障がい者の雇用計画（障がい者雇用の有無、雇用計画の内容）を立て、推進すること。

7 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

8 申請（応募）資格

東広島運動公園の指定管理者に係る申請等を行う者は、次の資格等を有すること。

(1) **法人等の団体であること（※法人格の有無は問わない。）**

(2) **法人等の団体（※団体の代表者を含む。）が次に該当しないこと。**

① 法律行為を行う能力を有しない者

② 破産者で復権を得ない者

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により東広島市における一般競争入札等の参加を制限されている者

④ 法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない理由による取消しの場合は除く。）

⑤ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体、暴力団等に利益となる活動を行う団体、及び暴力団等に暴力的不法行為などをさせた団体

⑦ 市県民税、消費税、地方消費税及び法人税を滞納している者

(3) **法人等の団体が東広島運動公園の管理運営を適正にできる人員の数、資産の額、経営の規模及び能力を有していること。**

(4) **東広島運動公園を管理するに当たって、募集要項に明示する管理に通常必要とされる資格、免許等を有し、又は外部委託等により資格者が確保できること。**

9 応募の手續

(1) **提出書類**

指定管理者の指定を受けようとするため指定を申請する団体は（以下「応募団体」という。）、次に示す書類を提出すること。

① **指定申請書（様式第1号）**

グループによる応募の場合は、グループの構成を示す書類及び団体間の協定書（様式第5号）の写し等を添付すること。

② **事業計画書（様式第2号の1）**

③ **誓約書（様式第3号）**

④ **団体に関する書類（※グループ応募の場合は、各構成団体も次の書類を提出すること。）**

ア 団体の概要を記載した書類

イ 定款、寄付行為その他これらに準ずる書類

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに過去3年

度分の収支決算書、事業報告書及び財産目録（※新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみで足りることとする。）

エ 法人の場合、当該法人の登記事項証明書

オ 法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合、東広島市税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）の完納証明書、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

カ 上記オ以外の団体の場合、代表者の東広島市税（同市税が課税されていない者で市外に住所を有する者にあつては、その住所の市町村税）の完納証明書、申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 法人以外の団体の場合、団体の規約、役員名簿及び構成員名簿

ク 法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合、同法同条第12項の証明書

ケ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者に該当しない（**8 申請（応募）資格**（2）参照）ことを証する書類（非法人の場合）

【例】法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など、その他の事由の確認については、代表者からの申立書、市県民税の滞納（未納）がないことを証する書類など。

コ 過去3年度分の人員表

各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（※パートタイマー等：8時間で1人に換算すること。）

サ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績がある場合には、様式第4号を申請書類に添付するとともに、次の内容が記載されたもの（※同種又は類似の施設の管理運営実績のない法人等の場合は、特に提出がなくても可とする。）

【例】(a) 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等

(b) 同種又は類似の施設の管理運営体制及び管理運営業務の期間

(c) 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

シ その他施設ごとに必要と認める書類（※施設ごとに必要と認める書類があれば、適宜追加すること。）

【例】施設を管理するに当たって資格、免許等が必要な場合の当該資格等の有無を証する書類など

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（ただし、副本は複写可とし、応募者団体が特定できないように編冊すること。）

(3) 提出書類の著作権

事業計画書等提出書類の著作権は、応募団体に帰属する。ただし、東広島市は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(4) 提出書類の情報公開

提出された書類は、情報公開の請求によって開示することがある。

(5) 提出書類の留意事項

① 重複提案の禁止

応募1団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は1組とし、複数の提案はできないこととする。

② 提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差替えによる提案内容の変更は原則として認めないこととする。なお、軽微な修正が必要な場合、市から修正の依頼を行う場合がある。

③ 費用負担

応募に必要な費用は、応募団体の負担とする。

④ 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は「日本語」とし、通貨単位は「円」とする。

⑤ 提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出書類は、選定等のために必要範囲で複製を作成することがある。

⑥ **グループの構成団体の変更**

グループ応募の場合において、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めない。

⑦ **応募団体が特定・類推される情報の取り扱い**

提出書類の副本については、複写可とし、次に掲げる応募者団体を特定・類推できる情報を不可視状態にして編冊すること。

ア 応募団体（構成員を含む。）の名称、代表者氏名、所在地、ロゴ等

イ 登記事項証明書、納税証明書、定款等に記載された固有名詞及び番号、所在地等

ウ 写真など画像に映り込んだ商号や施設名称等

エ 応募団体の実績のうち、受注した業務や管理した施設等の名称、所在地、所有者、実施場所及びそれらに係る名称等。

なお、類似施設の管理実績については、実績の概要を把握するため、施設の種類、数、管理期間、施設規模は可視状態にすること。

オ その他、応募団体を特定・類推できる固有名詞等

【例】（二重取り消し線は、不可視にすること）

プロ野球チーム〇〇〇の本拠地〇〇〇〇球場や、〇〇市〇〇区にある延床約1万㎡の体育館など3施設を〇〇市からの委託により、10年以上管理した。

10 事業計画書

(1) 9 応募の手続(1)②に規定する事業計画書（様式第2号の1）の作成に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 市民サービスの向上
- ② 市民の平等な利用の確保
- ③ 施設の効用の最大限発揮
- ④ 施設管理費の縮減
- ⑤ 施設の良好な維持管理保全
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ 関係法令の遵守及び施設利用の安全確保

(2) 東広島運動公園の設置目的を達成するため、どのような管理運営を行うのか、集客等の利用促進策や責任者及びスタッフ等の職員配置、管理経費縮減の取組み案等を具体的かつ簡潔に記載すること。

① **管理運営に関する基本方針**

次の項目について記載すること。

ア 管理の基本方針

貴団体が、指定管理者として、何をを目指すのかなど東広島運動公園の管理を行っていく上での総合的な基本方針を記載すること。

イ 運営業務（自主事業を含む）を行っていく上での基本方針

運営業務全般についての基本的な考え方を記載すること。

ウ 管理業務を行っていく上での基本方針

管理業務全般についての基本的な考え方を記載すること。

エ 利用料金についての基本方針

利用料金の設定や収受方法、減免等についての基本的な考え方を記載すること。

オ 達成目標

年間の利用者数及び施設稼働率について、どのような目標設定をするか記載すること。

② **運営業務（自主事業を含む）に関する計画**

6 業務の基準 (2)①に掲げる「東広島運動公園の事業の実施に関する業務」にどのように取り組むのか記載すること。その中で、次の項目についても記載すること。

ア 市民の平等な利用

イ 広報宣伝、誘致活動

ウ 受付業務の手続等

エ 利用者の増大、施設稼働率の向上

オ 他の団体・地域との連携

- カ 利用者の意見・要望への対応
- キ 自主事業の取組み、物販その他のサービス

③ 管理業務に関する計画

施設等を良好に維持するための管理業務案について記載すること。

- ア 施設等の維持管理業務
- イ 利用者の安全を確保する取組み、事故防止対策
- ウ 地元及び関係団体との協調に関する考え方

④ 適正な事務や経理に関する計画

次の項目について記載すること。また、その他の計画があれば記載すること。

- ア 事務処理、会計処理の基準
- イ 日報、事業報告書（月次・年間）等の作成
- ウ 各種帳票や台帳の整備
- エ パソコン等 I T の活用

⑤ 団体倫理の取組み

次の項目について記載すること。

- ア 応募団体の団体倫理、コンプライアンスについての考え方及びこれまでの取組み
- イ 指定管理者として公の施設の管理を行うに当たっての団体倫理、コンプライアンスの心構え、取組方針

⑥ その他の計画

次の項目について記載すること。

- ア 危機管理（防災、事件、事故等に備えた体制整備等）
- イ 個人情報保護（取得した情報の管理体制等）
- ウ 情報公開（東広島市情報公開条例に基づく情報公開の推進体制等）
- エ 環境負荷軽減（省エネ対策のための工夫等）
- オ 次世代育成（次世代育成のための工夫等）

⑦ 管理体制と組織に関する計画

次の項目について記載すること。

- ア 組織図とその特色の説明
- イ 組織図に記載された職員の雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容保有資格等
- ウ 従業員の賃金については、広島労働局が示す「広島県の最低賃金」を保証することはもとより、さらにより優位な労働条件を確保するように努めること。
- エ 「広島県の最低賃金」が確保されない場合は、第 1 次審査において欠格者として扱うこととする。
- オ 人材育成方針
- カ 公の施設の管理者として必要な職員研修計画（救急救命研修、人権研修等）
- キ 外部委託（委託する業務、人員、必要経費・経験等、委託予定先、委託先選定理由）
- ク 現在、東広島運動公園の管理に従事している職員（嘱託職員、臨時職員）の再雇用に関する考え方（※参考として確認するために聴取するが、指定管理者の選定審査には影響しないこととする。）
- ケ 障がい者の雇用計画（雇用計画の有無、計画の内容）

⑧ その他提案事項

その他提案事項があれば記載すること。

⑨ 管理運営に係る収支計画書

- ア 収支計画書の作成に当たっては、指定期間中の各年度ごとの収支計画を主な収入・支出科目に区分し、記載すること。（様式第 2 号の 1）
- イ 自主事業の収支予算については、別途表を作成すること。
- ウ 施設、特定設備及び備品器具の利用料金の額について、別途表を作成すること。

- (3) 業務の一部について再委託する場合は、委託する管理業務の名称、業務内容、受託者、委託期間、委託する理由、受託者選定方法、委託料等を含めた方針を記載すること。

なお、可能な限り、地元コミュニティ団体や地場企業（市内業者）の活用や地元雇用の促進など、地域経済の振興に配慮すること。

11 経費に関する事項

東広島市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、年度ごとに締結する協定書で定めることとする。

(1) 利用料金制

利用料金制を導入するため、東広島市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や指定管理者自らが企画・実施する各事業の収入等を、自らの収入とすることができる。さらに、事業の実施に際しては、各種助成金や協賛金を活用することができる。

なお、過去3か年の使用料の実績額は次のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料収入	54,213	55,162	52,728
(主な内訳)			
体育館	32,023	32,678	28,921
陸上競技場	2,494	3,496	3,726
多目的広場	2,008	1,886	1,778
テニスコート	12,780	12,761	12,623
野球場	4,910	3,816	4,315
グラウンド・ゴルフ場 (令和5年7月供用開始)	—	526	777
フットサルコート (令和6年10月供用開始)	—	—	588

※減免額を除いた実収入額

(2) 施設に要する経費

施設に要する経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理料として支払うこととする。

なお、過去3か年の経費の実績額（※消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりである。

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	51,312	55,136	59,970
管理費	140,979	146,143	153,180
光熱水費	43,887	40,950	46,450
小修繕費	7,051	7,613	5,261
燃料費(重油)	6,068	8,677	9,185
保守点検業務	14,232	14,266	14,333
清掃業務	10,817	10,900	11,312
保安警備業務	1,152	1,152	1,152
衛生管理業務	3,996	3,996	3,996
植樹管理業務	50,220	55,500	55,755
講師委託料	1,261	1,699	1,995
中修繕工事費	2,295	1,390	3,741
事務費	24,177	25,250	25,427
旅費交通費	159	90	84
消耗品等	1,828	1,909	1,722
役務費(通信費等)	610	628	718
印刷製本費	47	220	193
事務用品リース料	487	533	514
広告活動費	66	454	362
振込手数料	44	60	63
使用貸借料・賃貸料	1,955	2,173	2,153
備品購入費	3,424	3,340	3,340

保険料	160	163	225
利用促進料	2, 245	3, 391	3, 400
公課費	6, 881	6, 060	6, 641
本社経費	6, 271	6, 229	6, 012
合 計	216, 468	226, 529	238, 577

(3) 経費の負担区分

項目	内容	指定管理者	東広島市
施設の増改築、設備更新			○
施設等の修繕	1 件 1 0 0 万円以上		○
	1 件 1 0 0 万円未満	○	
施設に付帯する土木工事	1 件 5 0 万円以上		○
	1 件 5 0 万円未満	○	
備品等の修繕	1 件 5 0 万円以上		○
	1 件 5 0 万円未満	○	

(4) 指定管理料の上限額

981, 081 千円（5 年間の総額）

※消費税率が改定された場合の指定管理料については、別途協議を行うこととする。

(5) 指定管理料の支払方法

会計年度（4 月 1 日～翌年 3 月 3 1 日）において、4 月から 2 月までは 1 か月ごとに概算払（前払い）、3 月は精算払（後払い）で支払うこととする。

(6) 年度ごとの指定管理料の精算

- ① 令和 8 年度及び令和 9 年度は光熱水費（燃料費（重油）を含む。）の想定金額と実績金額を比較し、その差額について指定管理料の精算を行う予定としている。また、令和 10 年度以降の光熱水費（燃料費（重油）を含む。）については 2 か年の実績を考慮し別途市と協議を行い決定する。このため、申請書類における「光熱水費（重油を含む）」は、指定期間（5 年間）の毎年度の収支予算書に 55,635 千円を計上すること。

(7) 市が支払う指定管理料に含まれるもの

- ① 人件費（社会保険料、退職給与引当金等を含む。）
 ② 管理費（需用費（光熱水費、小修繕費等）、外部委託料（保安点検業務、清掃業務、保安警備業務、衛生管理業務、植栽管理業務）、修繕工事費（中修繕費））
 ③ 事務費（旅費、役務費（通信費等）、使用貸借料・賃貸料、備品購入費、公課費（消費税等）、その他（負担金等））

(8) 指定管理料の精算

指定管理業務を確実に実施した上で、指定管理者の努力により利用料金収入の増加や支出の縮減等により余剰金が生み出された場合であっても、原則として精算は行わない。また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補てんは行わない。なお、令和 8 年度及び令和 9 年度については、(6) 年度ごとの指定管理料の精算のとおり、光熱水費（燃料費（重油）を含む。）の精算を行う。但し指定期間終了後において、余剰金が生じ、その余剰金が指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額を超える場合には、余剰金と指定期間中の総収入額の 5 % にあたる額の差額の 2 分の 1 の額を市に納付するものとする。

(9) 管理口座・区分会計

指定管理料の入出金の管理は、貴団体の口座とは別に、東広島運動公園指定管理者専用の口座を開設し、管理すること。また、本事業の経理業務を行うに当たり、団体自体とは分離して独立した経理を行い、東広島市の開示要求及び監査、調査の要求があった場合には、経理書類を開示できるように書類及び体制を整備すること。

(10) 利用料金の取扱い

① 利用料金の設定

利用料金は指定管理者の収入とする。利用料金は、東広島市都市公園条例に定める額の範囲内において、あらかじめ東広島市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

② 利用料金の減免

改正後の東広島市都市公園条例（令和 8 年 4 月 1 日施行予定）第 16 条により利用料金は、減免することができるが、減免の基準に関しては、東広島市の基準に従うものとする。

また、減免に伴う収入の減収については、市は精算を行わないので、減免相当額を見込んで収支計画書を作成すること。

12 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

東広島市内部職員（部局長等）及び学識経験者等の委員で構成する東広島市指定管理者候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）を設置し、選定審査会において、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査することにより、指定管理者の候補者を選定する。（手続条例第3条）

(2) 選定の基準

選定の基準は、手続条例第3条に規定する指定管理者に求められる次の四つの基準に基づいて、具体的に審査するために【具体的な審査基準】のとおり設定する。

【手続条例第3条で示す基準】

- ① 施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ④ 施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【具体的な審査基準】

- ① 事業計画書による東広島運動公園の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。
 - ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
 - ④ 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。
- 以上のような選定の基準に照らすとともに、次に掲げる事項を考慮して、総合的に判断する。

- ア 施設運営の基本方針及び実施方針
- イ 事業への具体的な取り組み方
- ウ 施設の運営体制及び組織（人員配置、勤務体制、有資格者等）
- エ 適正な管理及び経理
- オ 安全管理、緊急時等の対応
- カ 環境等への配慮
- キ 過去の実績
- ク 経済性

上記の選定基準に基づく選定審査項目及び配点、得点付与方法は図1「指定管理者候補者選定審査票」（P. 18）のとおりである。

(3) 選定審査

候補者の選定に当たっては、提出書類により応募（申請）資格については都市整備課が、提案内容等を含む総合的な審査については選定審査会が、書類審査を行う。

また、令和7年10月下旬（予定）に選定審査会を開催し、応募団体によるプレゼンテーションを行う。日時、場所等については、提出期限後に別途通知する。なお、プレゼンテーションでの説明員数は5名以内を想定している。

(4) 候補者の選定及び選定結果の報告

提出書類と応募団体のプレゼンテーションの結果を基に、選定審査会において総合的に審査を行う。

各委員が、提案内容、提案価格を審査し、得られた点数を合計して比較する。なお、現指定管理者が応募した場合は、都市整備課の実績評価点を加減点できるものとする。

詳細は、図1「指定管理者候補者選定審査票」（P. 18）及び「指定管理者候補者選定団体得点票」（P. 19）を参照すること。

① 提案内容（提案価格を除く）

選定審査項目ごとに10段階評価を行い、審査項目ごとの配点に5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を全項目加算（各委員90点満点）し、得られた点数を提案内容の得点とする。（※小数点以下はそのまま集計。）

② 提案価格

提案価格の審査については、各応募団体からの提案価格のうち最低提案価格に対する割合に応じて、「提案価格点数＝10点×最低提案価格／当該提案価格」の計算式で得られた点数を提案価格の得点（各委員10点満点）とする。（※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで計上。）

③ 施設所管課評価点（現指定管理者に対する実績評価点）

既に指定管理者制度を導入している施設において、指定期間満了後の次期選定に際して、現指定管理者が応募した場合、都市整備課は、これまでの管理運営の実績を加減点評価として選定評価に反映する。（※±5点の範囲内で、委員総計得点合算点に加減点。）

①提案内容で配点の6割を獲得することを最低基準点（54点）とし、全ての委員から最低基準点以上を獲得することを最低選定基準とする。最低選定基準を満たした団体のうち、各選定委員の総計得点（①提案内容＋②提案価格）を全て合算した点に、③施設所管課評価点（±5点）を加減点し、最も高い団体を第1順位として候補者を選定する。なお、全ての応募団体が最低選定基準に満たない場合は、再度公募することを原則とする。

選定審査会は、得られた選定結果を東広島市長（及び都市整備課長）へ報告する。

(5) 候補者の決定及び通知

東広島市長は、選定審査会による選定結果報告に基づき、指定管理者候補者を決定し、応募団体に文書で通知する。

(6) 選定審査対象からの除外

- ① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 選定審査会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦ 従業者への支払賃金について、広島労働局が示す「広島県の最低賃金」を保証していない場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

(7) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定できることとする。

13 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、東広島市議会の議決が必要であるため、指定管理者の候補者について、令和7年12月東広島市議会定例会に上程し、議会の議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることになる。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、東広島市と東広島運動公園の管理に関する協定を締結する。（※指定期間を通じての基本的な事項を定めるため「基本協定」と「年度別協定」を締結する。）

協定の主な内容は、次のとおりとする。

① 基本協定の内容

- ア 協定締結の目的
- イ 管理業務の内容及び範囲
- ウ 管理業務の実施方法
- エ 指定期間
- オ 利用時間及び休館日
- カ 利用の許可
- キ 指定管理料の支払い
- ク 指定管理料の変更
- ケ 利用料金の徴収
- コ 利用料金の決定等
- サ 管理業務の実施計画

- シ 委託等の禁止
- ス 減免の取扱い
- セ その他（モニタリングの実施及び評価結果の公表、連絡調整会議の設置、事業の継続が困難となった場合の報告、事業報告等、災害時における施設利用の協力、指定の取消し及び業務の停止、リスク及び責任の分担、物品の管理、施設等及び市有物品の改造等、施設等又は市有物品の滅失又は損傷、情報公開、秘密等の保持、個人情報の取扱い、事故発生等の報告等、損害賠償等、経理及び書類の整備、指定管理者に係る変更の届出、業務の引継ぎ、施設等及び市有物品の引渡し等、権利義務の譲渡禁止、管理業務の範囲外の業務、管理業務の実施に係る指定管理者の口座、請求、通知等の様式その他、協定の変更、疑義の解決）

② 年度別協定

- ア 協定締結の目的
- イ 対象期間
- ウ 指定管理料等
- エ 業務報告書
- オ 利用者アンケート調査
- カ 苦情及び要望への対応
- キ 指定管理業務の評価及び公表
- ク 疑義の解決

(3) 指定後の留意事項

- ① 指定管理者の候補者となっている団体が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- ② 指定管理者の指定を受けた団体が、協定の締結までに法第244条の2第11項に規定する場合又は関係条例に違反した場合、その指定を取り消すことがある。
- ③ 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている団体が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該団体の負担とする。

(4) リスク及び責任分担

協定締結に当たり、東広島市が想定するリスク及び責任分担の方針は、図2「リスク及び責任分担」(P.20)のとおりとする。詳細は、協定の締結を行う際に定めることとする。

14 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度の終了後60日以内に、東広島運動公園に関する事業報告書を作成し、東広島市に提出するものとする。

(2) 業務報告の聴取等

東広島市は、指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

具体的には、「日報」の作成及び「業務報告書（1か月ごと）」の提出を義務付け、報告内容や実地調査による結果を基に、東広島市による業務運営の改善指導を行うこととする。

(3) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を東広島市に賠償しなければならない。

(4) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が東広島市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(5) 保険付保

指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、東広島運動公園管理業務仕様書に定める水準以上の保険等に参加するものとする。

15 業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、東広島市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとする。

その場合において、指定管理者に損害が生じても、東広島市は賠償の責めを負わない。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく東広島市運動公園の業務を遂行できるよう、十分な期間を確保のうえ引継業務を行わなければならない。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、次のとおりとする。

- ① 指定管理者が、指定管理者の責めに帰すべき事由により、基本協定若しくは年度別協定に定める事項を履行しないとき又は履行できる見込みがないと認められるとき。
- ② 指定管理者が、基本協定又は関係法令の規定に違反したとき。
- ③ 管理業務の実施に当たり、指定管理者に不正の行為があったとき。
- ④ 指定管理者が、正当な理由がないのに管理業務に関する東広島市の指示に従わないとき。
- ⑤ 指定管理者が手続条例第4条の規定に従わないとき、指定管理者が手続条例第5条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は東広島市の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。
- ⑥ 指定管理者が、倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分をいう。）若しくは財務状況が著しく悪化したことにより管理業務の遂行が困難と認められ、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ⑦ 指定管理者が本要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。
- ⑧ 指定管理者から指定取消しの申し入れがあったとき。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければならないが、不可抗力及びその他東広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、東広島市と協議することができるものとする。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、東広島市は指定の取消しを行うものとする。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく東広島市運動公園の業務を遂行できるよう、十分な期間を確保のうえ引継業務を行わなければならない。

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査やモニタリング等を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行うが、その指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

16 業務の引継ぎ等

(1) 業務の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了前において、協定発効までの間、指定管理にかかわる必要書類の作成、各種印刷物の作成、業務の引継ぎ、研修等を行うものとし、その経費負担は、原則として指定管理者の負担とする。

また、指定の終了に際しては、東広島市又は次期指定管理者に対し、円滑に業務の引継ぎを行うものとする。

(2) 原状回復義務

指定管理者は、指定が終了したときは、その管理をしないこととなった施設の当該施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう必要な措置を講じなければならない。

(4) 連絡調整会議の設置

3月に、東広島市と新旧指定管理者は、東広島運動公園の管理運営業務等を円滑に行うため、情報交換や業務の調整、引継ぎに係る会議を行うこととする。

(5) **その他業務の実施条件等**

その他業務の実施条件、業務の実施、緊急時の対応、指定管理料、指定又は指定の取消し等に係る具体的な取扱いや細目的な取決めについては、協定で定めるものとする。

17 応募（申請）手続のスケジュール等

(1) **募集要項及び仕様書の配布**

- ① 配布期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）まで
- ② 配布方法 市のホームページからダウンロードすること。
紙での配布は行わない。

(2) **現地説明会の実施**

次の日程により現地説明会を行う。

- ① 実施日時 令和7年8月20日（水）午後2時から
- ② 実施場所 東広島運動公園（野球場集合）
- ③ 参加方法 現地説明会の参加希望者は、令和7年8月13日（水）までに、都市整備課へ団体名、参加希望者名及び参加人数を、原則としてファクシミリ又は電子メールで申し出ること。
※工事中の施設の見学も含まれているため、ヘルメットを持参すること。

(3) **公募に関する質問**

質問等は、原則として文書で行うこと（別紙1参照）。ただし、軽微な質問については口頭で回答することがある。

- ① 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年8月27日（水）まで
（東広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。）
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 質問方法 ファクシミリ又は電子メールのいずれかによる。
- ④ 回答方法 ホームページにより速やかに回答する。

(4) **申請書類の提出**

- ① 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）まで
（東広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。）
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 受付場所 東広島市西条栄町8番29号 東広島市都市交通部都市整備課
- ④ 提出方法 受付場所に持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留郵便により、令和7年9月12日（金）午後5時15分必着とする。
なお、提出後は軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできない。

(5) **指定管理者の候補者を選定するための審査**

選定審査会において、**12 選定方法及び基準**に基づき申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。

(6) **選定結果の通知等**

選定結果は、令和7年11月上旬を目途に文書で全応募団体に通知する。

なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等があるときは、選定されなかった応募団体のうちから新たに候補者を選定することがある。

(7) **選定結果の公開**

選定審査会の審査結果は、応募団体の名称、得点等とともに募集と同じ方法により公開する。

18 その他

(1) **災害協定について**

指定期間を通じての基本的な事項を定めるための「基本協定」と併せて「災害協定」を締結し、また、「避難所運営要領」を定める。

(2) **受動喫煙対策について**

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に成立し、令和2年4月1日から原則屋内禁煙が義務づけられたため、受動喫煙対策を講じること。

(3) **納税義務**

指定管理者は、消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があるの

で、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

(4) 出納監査

事業報告のうち、出納事務に関しては、東広島市監査委員による監査対象になる。

(5) 施設の増設等

指定期間中に、施設等の増設を行う場合がある。各施設の供用にあたっては、随時、指定管理者の管理する施設として追加するため、東広島市と指定管理者が協議の上、協定書を変更するものとする。また、施設の増設等に係る工事において一部施設の供用を停止する場合についても協力すること。

なお、令和8年1月にフットサルコートの間照明を供用開始する予定としている。そのため、実施計画書の作成にあたっては、間照明が設置されている前提で作成すること。

また、多目的広場第2グラウンドにおいても間照明を令和9年度～令和10年度に設置する予定としている。

(6) 陸上競技場について

陸上競技場は、公益財団法人 日本陸上競技連盟から第2種公認を受けている。

※公認期間：令和7年6月から令和12年5月

(7) ネーミングライツについて

東広島運動公園のうち陸上競技場はネーミングライツの対象施設で、令和8年1月からの使用開始に向け選定を行っている。命名権の執行により決定した愛称はいかなる理由があっても変更できない。

(8) 太陽光発電設備の設置について

東広島市では環境省の「脱炭素先行地域」に採択（令和6年9月）されており、様々な機関と連携しながら、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みを推進している。その中で東広島市運動公園は再エネ供給エリアとして設定されており、駐車場等の屋外スペースを活用した太陽光発電設備の導入を令和8年度から予定している。そのため、工事期間中の工事車両の通行、一部駐車場の使用制限など、円滑な工事の実施に協力すること。

なお、太陽光発電設備の維持管理については東広島市スマートエネルギー株式会社が行う予定であり、指定管理者の経費負担は発生しないものとする。

19 申請書提出先（問い合わせ先）

東広島市都市交通部都市整備課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話 (082) 420-0955

FAX (082) 421-5280

メール hgh200955@city.higashihiroshima.lg.jp

※ 本要項に関して質問のある方は、別紙1「質問票」により上記までお問い合わせください。

図 1 「指定管理者候補者選定審査票」

審査基準				評価基準	配点	評価 乗率	得点
提案 内容	1	基本的 考え方	市民の平等 利用が確保 され、施設の 性格や目的 等に合致し た方針があ ること	①施設運営における市民の平等な利用について考慮しているか。 ②事業内容に偏りがあることで利用者が限られることはないか。 ③市の方針に合致した提案内容となっているか。 ④施設の性格、設置目的に合致した提案内容となっているか。 ⑤業務内容（管理区域、業務範囲等）について漏れなく的確に理解しているか。 ⑥指定管理者となる意義や責務を十分に認識しているか。 ⑦公共の仕事という役割及び使命について十分に認識しているか。	5		
	2		施設の効用 を最大限に 発揮できる こと	①利用者数の増加など施設の利用を促進させる方策等はあるか。 ②サービス向上の方策等は期待が持てるものか。 ③経費の節減や業務の効率化を継続的に推進する方策等はあるか。 ④①から③までの方策は、地域振興にも大きな効果があるものか。	5		
	3	団体の適正度		①団体の経営理念や方針は指定管理者として相応しいものか。 ②市や関係団体と十分に連携し、責任をもって事業に取り組む姿勢があるか。 ③団体として管理運営をバックアップする体制はあるか。 ④過去の決算や業績から経営の安定性を欠くような点はないか。	10		
	4	事業 計画	事業への具 体的な取組 み方（機能 性、独創性）	①施設の有効利用の提案内容に創意工夫や斬新性は認められるか。 ②年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容か。 ③利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できるか。 ④業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当か。	20		
			施設の運営 体制や組織 （責任性、実 効性）	①労務管理規程が整備され、業務従事者の勤務は適切に割り振られ、障がい者の雇用を推進及び計画しているか。 ②現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切か。 ③施設管理能力を維持できるだけの人材を十分に確保できるか。 ④労働意欲を向上できる賃金と福利厚生が確保されているか。 ⑤従事者研修や業務指導に関する方針・計画は示されているか。	15		
			適正な管理 や経理（明瞭 性、規律性）	①事務や会計処理の基準や手続に基づき、適正に処理できるか。 ②経理帳簿・台帳等を整備し、情報公開や監査請求に対処できるか。 ③必要に応じパソコン等ITを活用することができるか。 ④施設や附属設備の保守点検は必要な基準や仕様を満たすものか。 ⑤業務報告等を適切に作成し、自ら評価し、改善する姿勢はあるか。	10		
			安全管理、緊 急時等の対 応（安全性）	①安全対策が明確で業務従事者の教育、訓練の実施計画はあるか。 ②自らの帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか。 ③事故や災害等の緊急時における連絡体制等を示しているか。 ④犯罪防止、秘密保持、個人情報保護等の対策を示しているか。	5		
			環境、障がい 者等への配 慮（社会性）	①省エネ、環境負担の軽減に配慮し、廃棄物を適切に処理できるか。 ②周辺環境や地域住民等に配慮した提案がなされているか。 ③障がい者、子供、高齢者、性的マイノリティー（LGBTQ+）の利用に対する配慮や工夫はあるか。 ④法令遵守を十分に認識し実行できる提案となっているか。	5		
			過去の実績	①類似施設や関連業務の管理運営実績はあるか。 ②過去の①の運営実績の中に不適切なものはないか。	5		
			収支等の 適正	①提案価格は仕様内容や水準等を満たした適正な設定か。 ②収支の均衡がとれ、収入や経費は漏れなく計上しているか。	5		
	5	地域振興		①地場企業（市内業者）の活用や地元雇用の促進など、地域振興に寄与する提案があるか。 ②地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組みが提案されているか。	5		
合計					90		
提案価格（価格点）				価格点＝10×（最低提案価格／当該提案価格）	10		
総計得点（提案内容点＋提案価格点）					100		

※1 「提案内容」については、審査委員ごとに各項目を10段階で評価する。各項目の配点に評価点を乗じて10で割り、得られた点数を各項目の得点とする（少数点以下はそのまま集計）。また、「提案価格」については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで計上する。

※2 10段階評価の目安は、目安は、「10点＝非常に優秀」、「6点＝基準を充足」、「1点＝大きく見劣る」とする。

「指定管理者候補者選定団体得点票」

応募団体名 ()

項 目	内 容	配点		得点
委員総計得点合算点	指定管理者候補者選定委員の各委員の総計得点を合算した点			
施設所管課評価点 (※参照)	現指定管理者に対する管理運営実績の評価 (A：優秀＝5点、B：良好＝0点、C：不良＝－5点)	A	5	
		B	0	
		C	－5	
総 合 計 点	(各委員総計得点合算点 ＋ 施設所管課評価点)			

※ 施設所管課評価点は、既指定管理者制度導入施設で、現在指定管理を行っている団体が、引き続き次期指定期間の指定管理者として応募した場合について、施設所管課が指定期間中の管理運営実績の評価を行う。評価は、A、B、Cの三段階評価とし、マイナス評価も可能とする。

図2 「リスク及び責任分担」

項 目		指定管理者	市	備 考
1	施設、施設内機械設備、施設内備品等の維持管理	○		施設設置そのものによる瑕疵を除く。
2	施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検	○		
3	包括的管理責任		○	
4	利用料金			
	徴収	○		
	減免	○		
5	施設等の利用許可等	○		
6	苦情対応（事案による）	○		
7	施設及び施設備品等の修繕			
	小規模修繕（５０万円未満）備品等の修繕及び土木工事	○		
	中規模修繕（１００万円未満）施設修繕	○		
	大規模修繕（上記以外のもの）		○	
	事故・火災等によるもの	協議事項		
8	利用者や第三者への賠償	○		※１
	市の責に帰すべき事由により生じた損害		○	※２
9	天変地異や争乱等、いずれの責めにも帰すことのできない事由による施設・設備の修復及び指定管理業務の継続不能	協議事項		
10	保険加入		○	建物に係る火災保険等
	施設等に係る保険			
	利用者等に係る保険	○		
11	支払遅延による損害		○	
	市が指定管理者に支払う経費			
	指定管理者が再委託する場合等の業者等に支払う経費	○		
12	期間終了時若しくは期間中に業務を廃止した場合、又は指定を取り消された場合における原状回復、業務の引継ぎ及び撤収費用	○		
13	警備の不備による情報漏洩、犯罪の発生等	○		

※１ 指定管理者の責めに帰すべき事由により市が賠償した場合は、指定管理者に求償する。

※２ 指定管理者が施設構造の不備を認識しながら適切な対応を欠いている場合は、指定管理者がリスクを負担することとする。

※※ 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設の施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市に報告しなければならない。

※※ 詳細については、協議の上で協定により定めることとする。

令和 年 月 日

質 問 票
(東広島運動公園)

応募団体名
代表者氏名
担当者氏名
(電 話)
(F A X)
(メールアドレス)

質問事項	具体的な内容